

1 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類		規模要件等	振動規制法
くい打機、くい抜機又は くい打くい抜機を使用 する作業	くい打機	もんけんを除く アースオーガーと併用する作業を除く	○
	くい抜機	すべて	○
	くい打くい 抜機	圧入式を除く アースオーガーと併用する作業を除く	○
びょう打機を使用する作業		すべて	
さく岩機を使用する作業		作業地点が連続的に移動する作業にあつては、 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る	
空気圧縮機を使用する作業		さく岩機の動力として使用する作業を除く原 動機（電動機以外）定格出力15kw以上	
コンクリートプラント 又はアスファルトプラ ントを設けて行う作業	コンクリー ト プラント	モルタル製造のための作業を除く 混練機の混練容量0.45m ³ 以上	
	アスファル ト プラント	混練機の混練重量200kg以上	
バックホウを使用する作業		原動機定格出力80kw以上 ※	
トラクターショベルを使用する作業		原動機定格出力70kw以上 ※	
ブルドーザーを使用する作業		原動機定格出力40kw以上 ※	
<p>【備考】</p> <p>① 作業を開始した日に終わるものは除く。</p> <p>② ※印は、騒音又は振動が相当程度軽減されたものとして国土交通大臣が指定しているものを除く。</p> <p>③ みなし機械（1989年ラベルの19種類2737形式）については平成14年10月1日付けで環境大臣の指定を解除している。</p>			

※「振動規制法」欄に○を付している建設作業については、振動規制法の特定建設作業としても規定されているもの

2 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類		規模要件等	騒音規制法
くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	くい打機	もんけん及び圧入式を除く	○
	くい抜機	油圧式を除く	○
	くい打くい抜機	圧入式を除く	○
銅球を使用して建築物等を破壊する作業	すべて		
舗装版破壊機を使用する作業	※		
ブレーカーを使用する作業	手持ち式のものを除く ※		
【備考】 ① 作業を開始した日に終わるものは除く。 ② ※印は，作業地点が連続的に移動する作業にあつては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。			

※「騒音規制法」欄に○を付している建設作業については、騒音規制法の特定建設作業としても規定されているもの